

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和4年(2022年)7月25日(月)15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、 以上13名
事務局出席者	太田事務局長・小田主事・才藤主事・西村事務職員
欠席委員	10番 飯田委員、12番 郷原委員
議長(平井会長)	定刻に になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10番 飯田委員、12番 郷原委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、5番 小泉委員、6番 柏木委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、7番 和田委員、8番 落合委員をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程 第1、報告第9号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第1、報告第9号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、6月13日から7月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料の1～2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年6月28日に事務所へ転用のため、令和4年6月20日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	それでは、日程第2、報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第2、報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、6月13日から7月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料3～6ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年7月8日に専用住宅へ転用のため、令和4年7月4日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年7月5日に専用住宅へ転用のため、令和4年6月30日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、6ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年8月8日に共同住宅へ転用のため、令和4年7月13日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	それでは、日程第3、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第3、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、資料7ページ及び8ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。

	農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六ヶ月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、当該土地については、賃借人であった[]が個人名義で行っていた契約を一度解除し、9月以降、同氏が代表取締役となっている[]名義で賃貸借契約を締結したい旨の申し出がなされています。利用権の新規設定については来月の8月総会の議案としてお諮りする予定となっています。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	それでは、日程第4、報告第12号、農地使用貸借の合意解約通知について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第4、報告第12号、農地使用貸借の合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、資料9ページ及び10ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の使用貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ使用貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に使用貸借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六ヶ月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、使用貸借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 この土地については、使用貸借人であった[]が個人名義で行っていた契約を一度解除し、9月以降、同氏が代表取締役とな

	っている ██████████ 名義で使用貸借契約を締結したい旨の申し出がなされています。利用権の新規設定については来月の8月総会の議案としてお諮りする予定となっています。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。議案11号12号は借人も貸人も、日付けも同じなのになぜ議案が二つに分かれているのですか。
事務局(小田主事)	議長。第11号は貸借の契約解除、第12号は使用貸借の解除となります。
3番(石澤委員)	議長。使用貸借は認められるのですか。公社が間に入っての貸し借りでも賃料の発生しない貸し借りは認められるのですか。
事務局(小田主事)	議長。はい。貸し手の合意があれば可能です。
3番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第10号、非農地証明について、上程いたします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第5、議案第10号、非農地証明について、ご説明します。 資料の11ページの議案第10号議案書、及び12、13ページの参考資料①、②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」による非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。同指針の抜粋を参考資料②としてお配りしておりますので、ご参考ください。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、資料に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年などの土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の5項目に該当するかを確認します。 【要件5項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及さ

れておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。

通常は、これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案の概要についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案資料及び参考資料のとおりであり、当該地は農業振興地域内の農用地区域外の土地です。課税地目は畑となっていますが、昭和53年6月に県道阿久和鎌倉線バイパス開通のため、一部が分筆、転用され道路となり、転用が漏れたと思われる5平米ほどが残地となったものです。接道がなく立ち入ることもできず、作物栽培を行えない状態で、現況は竹藪となっています。このため、非農地の定義にある12項目のうち、⑪の「位置、面積、形状からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」に該当すると判断しています。

次に非農地の要件の5項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、概要で申し上げた通り、当該地は関谷の農業振興地域内ではありますが、農用地区域には指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指します。既に周囲に農地はなく、一団の農地を形成しているとは言えないため該当しません。

なお、「位置、面積、形状からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」である場合については、この限りでないとされていることも申し添えます。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についても同じく周辺に農地がないため、支障はありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、県道ができるにあたり、土地が分断された結果、農地として耕作の用に供することができなくなり、現在のような状況になってしまったと考えられます。よって、過去10年間も違反転用として追及はしておらず、今後も追及の見込みはないものと考えます。

また、接道もなく面積や周辺状況からも今後も農地としての活用は困難とみられることから、農地としての復元は現実的ではありません。

	本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
5 番(小泉委員)	議長。5 番。7 月 20 日（水）午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の柏木委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、県道バイパスの開通のため、分筆転用された土地の残地が竹藪となっており、面積が狭小かつ、接道もなく、農地として耕作の用に供することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 10 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 10 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 11 号、農業委員会の適正な事務実施に係る 令和 3 年度点検・評価、及び令和 4 年度活動計画（案）について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程 第 6、議案第 11 号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和 3 年度点検・評価、及び令和 4 年度活動計画（案）について、ご説明いたします。 お手元の資料 14 ページから 21 ページの参考資料①と 22 ページから 24 ページの参考資料②をご覧ください。 平成 28 年 4 月に改正施行された、農業委員会等に関する法律第 37 条（情報の公表）には、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されています。 また、本規定に基づく情報の公表の具体的手続きは、農林水産省経営局農地政策課長名で農業委員会事務の実施状況等の公表について規定されています。 これを受け、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和 4 年度活動計画案について作成したものです。 本日、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ

	れば、7月末までに公表し、また神奈川県を通じて国への報告も行う予定です。 また、この情報の公表につきましては同法律の施行規則第15条で、6月30日までに公表しなければならないとされていますが、事務遅延により本来の期日までに公表できなくなっていました。今後はこのような事の無いよう適正な事務の執行管理に努めます。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案第12号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の目標の設定(案)について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程 第7、議案第12号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の目標の設定(案)についてご説明いたします。 資料25ページから27ページの参考資料①と28ページから39ページの参考資料②をご覧ください。 それではまず、28ページの参考資料②から説明させていただきます。 こちらは農業委員会による最適化活動の推進について、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長より発出された通知となります。 かいつまんで内容をご説明させていただきます。農業委員等による農地の最適化活動は農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り活動など多岐にわたり、またその活動については透明性を確保する必要があることから、令和4年度より毎年、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価について、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に位置付けることとするとのことです。 これにより、農業委員会は毎年度、農地の最適化に関する目標設定、点検・評価を行い、またそれを農業委員会ネットワーク機構の確認を受けたうえで都道府県知事に報告、公表しなければならないこととされました。 よって、本議案では令和4年度の最適化活動の目標の設定について、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、農業委員会ネットワーク機構である神奈川県農業会議の確認

	を受け、神奈川県知事への報告、公表を行う予定です。目標設定の資料につきましては、資料の 25 ページから 27 ページの目標の設定案をご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第12号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(才藤主事)	議長。日程第8、その他、諸般の報告について、6件、着席して、ご報告いたします。 諸般の報告1、農業委員会による最適化活動に係る活動記録簿の作成について、ご報告いたします。 この活動記録簿の作成については、先ほど議案第12号でもご説明しましたが、農林水産省経営局長から「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知が発出され、農業委員等による最適化活動の具体的な実施状況について活動記録簿を作成し、点検・評価の対象とするようにされた事によるものです。 活動記録簿の記録方法等につきましては、令和4年4月4日付で一般社団法人全国農業会議所農地・組織対策部長から、活動を記録する意義と活動記録簿の記帳方法について解説した動画が送付されていますので、まずは皆様に資料と動画をご覧いただきたいと思います。 資料につきましては、本日配布させていただきましたA4横型の「活動記録簿の付け方」を併せてご確認ください。 ご質問等あれば、動画視聴後に伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 【資料説明動画開始～終了】 何かご質問等がありますか。
3番(石澤委員)	議長。3番。1日の活動時間の制限はありますか。
事務局(小田主事)	議長。ございませんが、目標値設定ができたので、1日単位で見ることになるので、活動時間に関わらず活動したものは全て書いてください。
3番(石澤委員)	議長。1年間終わった後、どのような使い方がされるのですか。

事務局(小田主事)	議長。各委員が活動された日数・期間をすべてデータ化し、その後個人名は出さず農業委員会として公表します。目標設定地に対して、達成できているかも公表の対象となります。すべてを積算して県を通じて国にあげて、お金をもらうという流れになります。 手書きでなくても構いませんが、個人情報が含まれる可能性があるので、メール添付でデータを送るのではなく、必ずプリントアウトしたものを直接ご提出お願いします。また、地番や場所がだいたいでわかるのであれば、書いて頂けるとありがたいです。市をまたぐ活動に関しては、他市の委員との情報交換などは記入いただけます。複数名で行った活動に関しても個々でご記入頂いて構いません。 お忙しいところ大変恐縮ですが、何卒よろしくお願いします。 今後また、記録をつけている中でご不明な点が出てきた際は、お電話でも構いませんので、事務局までお寄せいただければと思います。
事務局(才藤主事)	続きまして、諸般の報告 2、湘南地区農業委員会連合会合同研修会について、ご報告いたします。 お手元の「令和 4 年度第 1 回湘南地区農業委員会連合会研修会の開催について」の通知をご覧ください。 この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の 3 市 1 町で構成する、湘南地区農業委員会連合会が、農業委員の皆様を対象に実施するものです。 場所は、藤沢商工会議所ミナパーク 6 階 多目的ホール 1・2 で、8 月 9 日（火）午後 2 時から予定されています。 お忙しい時期とは思いますが、原則的に全委員参加でお願いしております。事務局も太田事務局長と小田が出席予定となっております。 やむを得ない事情で、どうしても都合がつかない方は、お早目に事務局までご連絡ください。 現時点で 欠席される方は挙手をお願いします。 （欠席予定なし） ありがとうございます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う今後の研修会開催基準についてですが、現在のところは開催予定ですが、今後国から行動制限について要請があった場合には中止とするとの旨、主催の湘南地区農業委員会連合会事務局より連絡を受けております。 それでは、当日はよろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告 3、農地パトロールについて、ご報告いたします。

	農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを8月に、農業委員3名、農業委員会事務局職員2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 農業委員会からは、9番 岡崎委員、10番 飯田委員、11番 平井会長に参加をお願いいたします。 日程は、8月中旬～下旬の午前を予定しており、日時等は本日総会の後に少々お時間を頂戴し、調整をお願いさせていただきますので、よろしくお願いします。 続きまして、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告いたします。 7月8日（金）に今年度4回目となる実践活動を実施しました。暑さ対策のため活動時間を午前中とし、草刈り等を行いました。 暑い中作業に御参加いただいた皆様、ありがとうございました。 次回は8月5日（金）に、第5回目の実践活動を行う予定です。Cグループの皆様（飯田委員、石澤委員、市川委員、落合委員、三橋委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。当日は午前9時半に手広の圃場に現地集合、11時半頃まで2時間程度の作業を予定しております。内容は、圃場の草刈りと除草剤の散布等を行う予定です。 また、当日が雨天の場合は、12日（金）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 続いて諸般の報告5、農地相談会について、ご報告いたします。 7月27日（水）に 本年度第1回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、JAの回覧で周知をしているとのことです。 場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしていますが、当日どうしても相談したいという場合は、飛込みでも相談もお受付しています。相談希望の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。 最後に、諸般の報告6、8月総会等の日程について、ご報告いたします。 次回は、8月25日（木）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4

	年度第4回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 信男
議事録署名委員 5番	小糸 純人
議事録署名委員 6番	相木 修明